

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年5月19日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に関する事項

(1) 業務の名称

- ア 府立学校等消防設備点検業務（Dグループ）一式
- イ 府立学校等消防設備点検業務（Eグループ）一式
- ウ 府立学校等消防設備点検業務（Fグループ）一式

(2) 業務の内容等

入札説明書及び業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

- ア 府立学校等消防設備点検業務（Dグループ）13施設（別添学校一覧のとおり）
- イ 府立学校等消防設備点検業務（Eグループ）4施設（別添学校一覧のとおり）
- ウ 府立学校等消防設備点検業務（Fグループ）5施設（別添学校一覧のとおり）

2 契約条項を示す場所等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課
電話番号 (075)414-5770

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格を有する者」、又は「京都府建設事競争入札参加資格を有している者」
- (2) 京都府内に本社又は契約締結権限を有する営業所がある者
- (3) 消防設備士有資格者（甲種又は乙種）が在籍する者
- (4) 5の(2)のアで定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月30日（金）まで

イ 交付方法

(ア) 原則として、5の(1)のアの期間までに、管理課又は京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口配布を希望する場合は、5の(1)のアの期間中の午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び正午から午後1時までを除く）の間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

5の(1)のアに同じ。

イ 提出場所

2に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵送による場合

郵便書留等の配達記録が残る方法により、提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、4の(1)の競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付しなければならない。

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格確認の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、申請者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

6 確認の通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月12日（木）午後1時30分（Dグループ）

令和7年6月12日（木）午後2時00分（Eグループ）

令和7年6月12日（木）午後2時30分（Fグループ）

イ 場所

京都府綾部市川糸町堀ノ内

京都府総合教育センター北部研修所 2 階第 1 研修室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

ア 3 及び 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他

(1) 1 から 9 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。